

(道路等との交差の方式)

第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分(道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する道路その他の施設(以下本条及び次条中「道路等」という。))と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

(道路等と自動車専用道路との連結又は交差)

第四十八条の四 道路等(軌道を除く。以下本項中同じ。))の管理者は、道路等を第四十八条の第二項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。))と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者の許可を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2 自動車専用道路の道路管理者

は、前項前段の場合にあつては当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げない場合に限り、同項後段の場合にあつては当該交差が前条ただし書に規定する場合に該当

する場合に限り、前項の協議に応じ、又は同項の許可を与えることができる。

(出入の制限等)

第四十八条の五 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。道路管理者は、自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行人の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(違反行為に対する措置)

第四十八条の六 道路管理者は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

第七十一条第四項中「道路管理者は」を「道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下本項及び次項中同じ。)」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 自動車専用道路の道路管理者は、前項の規定により命じた道路監視員に第四十八条の六の規定による権限を行わせることができる。

第七十六条第五号中「(昭和二十六年法律第八十三号)」を削る。

第九十六条第一項各号列記以外の部分中「道路管理者が」を「道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた地方建設局長及び北海道開発局長を含む。以下本項

から第四項まで中同じ。))が」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 道路管理者が第四十八条

の四第一項の規定による許可を与えないこと又は許可の申請書を受理した日から三月を経過しても許可に關する処分をしないこと。

第九十六条第二項中「建設大臣若しくは一の」を「建設大臣(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた地方建設局長及び北海道開発局長を含む。以下本項から第四項まで中同じ。)、一の」に改め、同条第五項中「又は建設大臣」の下に「第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた地方建設局長及び北海道開発局長を含む。」を加える。

第九十七条中「第四十八条」の下に「第四十八条の二、第四十八条の四、第四十八条の五第二項、第四十八条の六」を加え、「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(権限の委任)
第九十七条の二 この法律に規定する道路管理者である建設大臣の権限(第二十七条の規定により建設大臣が道路管理者に代つて行う権限を含む。))は、政令で定めるところにより、その一部を地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第九十六条第一項中「第四十七條第二項」の下に「又は第四十八條の六」を加え、同項に後段として次のように加える。

第七十一条第五項の規定による

道路監視員の命令に違反した者について、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(道路運送法の一部改正)

2 道路運送法の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「(高速自動車国道を除く。))」を「(道路法による道路以外のもの)」に改める。

第四十九條第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該一般自動車道の路線の選定が道路法による道路で自動車のみ一般交通の用に供するものとの調整について特に考慮してなされているものであること。

(道路整備特別措置法の一部改正)
3 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「並びに第四十八條第一項及び第二項」を「第四十八條第一項及び第二項並びに第四十八條の五第二項」に改め、同項第十二号中「第四十七條第二項」の下に「又は第四十八條の六」を加え、同項第十三号中「並びに第四十七條第三項」を「第四十七條第三項並びに第四十八條の四第一項」に改める。

第十三條の見出し中「運輸大臣」の下に「との協議及び運輸大臣」を加え、同條第一項中「あらかじめ、」の下に「道路法第四十八條

の二第一項の規定による指定を受けた道路にあつては運輸大臣と協議し、その他の道路にあつては」を加える。

第十七條第一項第八号中「又は第四十七條第三項」を「第四十七條第三項又は第四十八條の四第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 道路法第四十八條の二第一項又は第二項の規定による指定をすること。

九 道路法第四十八條の四第一項の規定により許可をすること。

第十八條の二中「指定区間内の一級国道に係るものにあつては政令で、その他の道路に係るものにあつては」を削り、「条例」の下に「(指定区間内の一級国道にあつては、政令)」を加える。

第三十條第一項中「第七十一条第四項、」を「第七十一条第四項若しくは第五項、」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)
4 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

理 由

市街地等における交通の円滑を図るため、自動車専用道路を指定することができるとし、これに伴い自動車専用道路の構造その他に關する規定を整備する等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

首都高速道路公団法案 首都高速道路公団法

目次

第一章 総則（第一条—第七条）	第二章 管理委員会（第八条—第十七条）
第三章 役員及び職員（第十八条—第二十八条）	第四章 業務（第二十九条—第三十一条）
第五章 財務及び会計（第三十二条—第四十四条）	第六章 監督（第四十五条—第四十六条）
第七章 補則（第四十七条—第五十一条）	第八章 罰則（第五十二条—第五十四条）
附則	第一章 総則
（目的）	第一条 首都高速道路公団は、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて首都の機能の維持及び増進に資することを目的とする。
（法人格）	第二条 首都高速道路公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 公団の資本金は、十億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の十億円を出資するものとする。

3 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府及び第一項の政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

（登記）

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第六条 公団でない者は、首都高速道路公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章 管理委員会

（設置）

第八条 公団に、管理委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（権限）

第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

（組織）

第十条 委員会は、委員五人及び公団の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十一条 委員は、建設大臣が任命する。

2 前項の委員のうち二人は、公団に出資した地方公共団体の長が（公団に出資した地方公共団体が二以上あるときは、当該地方公共団体の長が共同して）推薦した者のうちから任命しなければならない。

（委員の任期）

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ、（委員の欠格条項）

第十三条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は政党的役員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 公団の役員又は職員

第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

（委員の報酬）

第十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとす。

（議決の方法）

第十六条 委員会は、委員長又は第十條第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長

のうち二人以上が出席しなければならない、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

（委員の公務員たる性質）

第十七条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

（役員）

第十八条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十九条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

（監事）

20 監事は、公団の業務を監査する。

（役員）

20 理事長、副理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができ

3 補欠の役員任期は、前任者の

(役員欠格事項)

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 第十三条第一号から第三号ま

二 国家公務員(審議会、協議会

(役員解任)

第二十三條 建設大臣又は理事長

2 建設大臣又は理事長は、それ

3 理事長は、前項の規定によりそ

第二十四條 役員は、営利を目的と

(役員兼職禁止)

第二十五條 役員は、営利を目的と

第二十六條 理事長及び副理事長

(職員任命)

第二十七條 公団の職員は、理事長

第二十八條 第十七條の規定は、役

第二十九條 公団は、第一條の目的

営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十五條 公団と理事長又は副理

第三十六條 理事長及び副理事長

(職員任命)

第二十七條 公団の職員は、理事長

第二十八條 第十七條の規定は、役

第二十九條 公団は、第一條の目的

第三十條 建設大臣は、首都圏整備

第三十一條 公団は、毎事業年度、

第三十二條 公団は、毎事業年度、

第三十三條 公団は、毎事業年度、

第三十四條 公団は、毎事業年度、

第三十五條 公団は、毎事業年度、

第三十六條 公団は、毎事業年度、

第三十七條 公団は、毎事業年度、

第三十八條 公団は、毎事業年度、

第三十九條 公団は、毎事業年度、

第四十條 公団は、毎事業年度、

第四十一條 公団は、毎事業年度、

第四十二條 公団は、毎事業年度、

三 国又は地方公共団体の委託に

四 その利用について料金を徴収

五 第一号、第二号及び前号に掲

六 前五号に掲げる業務の遂行に

七 前五号に掲げる業務の遂行に

八 前五号に掲げる業務の遂行に

九 前五号に掲げる業務の遂行に

十 前五号に掲げる業務の遂行に

十一 前五号に掲げる業務の遂行に

十二 前五号に掲げる業務の遂行に

十三 前五号に掲げる業務の遂行に

十四 前五号に掲げる業務の遂行に

十五 前五号に掲げる業務の遂行に

十六 前五号に掲げる業務の遂行に

十七 前五号に掲げる業務の遂行に

十八 前五号に掲げる業務の遂行に

十九 前五号に掲げる業務の遂行に

二十 前五号に掲げる業務の遂行に

二十一 前五号に掲げる業務の遂行に

二十二 前五号に掲げる業務の遂行に

二十三 前五号に掲げる業務の遂行に

法(昭和三十一年法律第八十三

八 前五号に掲げる業務の遂行に

九 前五号に掲げる業務の遂行に

十 前五号に掲げる業務の遂行に

十一 前五号に掲げる業務の遂行に

十二 前五号に掲げる業務の遂行に

十三 前五号に掲げる業務の遂行に

十四 前五号に掲げる業務の遂行に

十五 前五号に掲げる業務の遂行に

十六 前五号に掲げる業務の遂行に

十七 前五号に掲げる業務の遂行に

十八 前五号に掲げる業務の遂行に

十九 前五号に掲げる業務の遂行に

二十 前五号に掲げる業務の遂行に

二十一 前五号に掲げる業務の遂行に

二十二 前五号に掲げる業務の遂行に

二十三 前五号に掲げる業務の遂行に

二十四 前五号に掲げる業務の遂行に

二十五 前五号に掲げる業務の遂行に

二十六 前五号に掲げる業務の遂行に

二十七 前五号に掲げる業務の遂行に

予算、事業計画及び資金計画を

八 前五号に掲げる業務の遂行に

九 前五号に掲げる業務の遂行に

十 前五号に掲げる業務の遂行に

十一 前五号に掲げる業務の遂行に

十二 前五号に掲げる業務の遂行に

十三 前五号に掲げる業務の遂行に

十四 前五号に掲げる業務の遂行に

十五 前五号に掲げる業務の遂行に

十六 前五号に掲げる業務の遂行に

十七 前五号に掲げる業務の遂行に

十八 前五号に掲げる業務の遂行に

十九 前五号に掲げる業務の遂行に

二十 前五号に掲げる業務の遂行に

二十一 前五号に掲げる業務の遂行に

二十二 前五号に掲げる業務の遂行に

二十三 前五号に掲げる業務の遂行に

二十四 前五号に掲げる業務の遂行に

二十五 前五号に掲げる業務の遂行に

二十六 前五号に掲げる業務の遂行に

二十七 前五号に掲げる業務の遂行に

(利益及び損失の処理)

第三十六條 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

(借入金及び首都高速道路債券)
第三十七條 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は首都高速道路債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、建設大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に

委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。(政府からの貸付等)

第三十八條 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は債券の引受をすることができる。

(償還計画)
第三十九條 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)
第四十條 公団は、第二十九條第一項第一号の自動車専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

(補助金)
第四十一條 政府は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十九條第一項第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

2 第四條第一項の政令で定める地方公共団体は、予算の範囲内において、公団に対して第二十九條第一項第一号及び第二号に掲げる業

務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)
第四十二條 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十三條 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

(建設省令への委任)
第四十四條 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 監督
第四十五條 公団は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)
第四十六條 建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を持参し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則
(解散)
第四十七條 公団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)
第四十八條 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下この条及び附則第十二条において「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条及び附則第十二条において「公務員」とみなされる者)という。)が引き続いて公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)以下この条及び次条において「法律第七十七号」という。)附則第十條の規定の適用については、同条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は首都高速道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十條の規定を準用するときは、前項の規定により読み替へられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数に算入する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む。)及び前項の規定を準用するときは、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四條の二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十九條 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替へられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公団

の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第五十條 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第四條第三項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第三十七條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十九條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十條第一項の基本計画を定めようとするとき。
- 三 第三十五條第一項及び第四十三條の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第四十二條第一号の規定による指定をしようとするとき。
- 五 第三十一條第二項及び第四十四條の規定により建設省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十一條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

(罰則)

第五十二條 第四十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の

役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三條 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十九條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第四十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第四十五條第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

附則

第五十四條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公団の設立)

第二條 建設大臣は、第二十九條第一項の例により、公団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に

任命されたものとする。

第三條 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、第四條第一項の政令で定める地方公共団体に對して、公団に對する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終了したときは、建設大臣に對して、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けるときは、政府及び出資の募集に應じた地方公共団体に對して、出資金の払込を求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込があつた日(出資金が分割して払い込まれるときは、第二回の払込があつた日)において、その事務を前條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條第五項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六條 公団の設立の後最初に任命される理事のうち三人及び監事のうちの一人の任期は、第二十一條第一項の規定にかかわらず、二年とする。

第三十二條の規定にかかわらず、その設立の日が始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第八條 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三條中「事業年度開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

第九條 建設大臣が第三十條第一項の基本計画を公団に指示した場合において、当該基本計画に含まれている道路に係る事業で日本道路公団が道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三十條第一項の許可を受けて施行しているものについては、公団が同法第七條の三第一項の認可を受けているものとみなし、日本道路公団が当該事業に係る道路に關し同法又は道路法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公団がこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。この場合において、日本道路公団は、遅滞なく、当該事業に關する事務を公団に引き継ぐものとする。

第十條 前條の事業に關し、同條の指示の現に日本道路公団が有する権利及び義務は、その時において、公団が承継する。

第十一條 公団は、日本道路公団が附則第九條前段の事業を行うために要した費用を日本道路公団に支払わなければならない。

2 前項の費用の額及びその支払方法については、公団及び日本道路公団が協議して定め、建設大臣の

認可を受けなければならない。

3 前項の協議が成立しないときは、公団又は日本道路公団の申請に基づき、建設大臣が裁定する。この場合において、建設大臣が裁定したときは、前項の協議が成立したものとみなす。

4 建設大臣が第二項の規定により認可をしようとするときは、又は前項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(引継に係る職員の恩給)

第十二條 附則第九條後段に規定する引継に係る事務に従事していた日本道路公団の職員のうち、日本道路公団の設立の際に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き日本道路公団の職員として在職する者が、公団の設立の日から同条後段の規定により事務の引継が完了した日までの間に更に引き続き公団の職員となつた場合においては、その公団の職員を日本道路公団の職員として勤務する者とみなして日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第三十七條(恩給)の規定を適用する。

2 公団は、前項の規定の適用を受ける公団の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(名称使用の制限に關する経過措置)
第十三條 この法律の施行の際現に

首都高速道路公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。この場合において、第六条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第十四条 道路整備特別措置法の一部改正

第二項第三項中「(以下「公団」といふ。)」を「若しくは首都高速道路公団」に改める。

第二項の二から第七項まで(第二項の二及び第三項から第五項までの見出しを含む)中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第七項の見出し中「道路管理者」を「日本道路公団による道路管理者」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(首都高速道路公団の行方) 有料の首都高速道路の新設又は改築

第七項の二 首都高速道路公団は、道路法第十三条第一項若しくは第二項第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協賛(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したもの)とみなされる協賛を含む。にかかわらず、首都高速道路公団法(昭和三十四年法律

号)第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれていない道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自

動車のみの一般交通の用に供する道路(以下単に「首都高速道路」といふ)を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

(有料の首都高速道路の工事実施計画書の認可)

第七項の三 首都高速道路公団は、前条の規定に基づき首都高速道路を新設し、又は改築しようとするときは、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書についてあらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法

三 工事予算

四 工事の着手及び完成の予定年月日

2 首都高速道路公団は、前項の工事実施計画書を作成しようとする場合において、当該工事実施計画書に係る道路が二級国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、その他の道路であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。

(首都高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第七項の四 首都高速道路公団は、第七項の二の規定に基づき新設し、又は改築した首都高速道路について料金を徴収しようとするときは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、

あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は、首都高速道路公団が前項の認可を受けようとする場合に準用する。

(首都高速道路公団の行方) 有料の首都高速道路の維持、修繕等

第七項の五 首都高速道路公団は、第七項の二の規定に基づき新設し、又は改築した首都高速道路については、道路法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協賛(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したもの)とみなされる協賛を含む。又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

(首都高速道路公団による道路管理者の権限の代行)

第七項の六 第七項の規定は、首都高速道路公団が第七項の二の規定に基づき首都高速道路を新設し、若しくは改築し、又は前条の規定により首都高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合に準用する。

第九條第一項前段中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、「第三条第一項の許可」の下に「又は第七條の三第一項の認可」を、「当該許可」の下に「又は認可」を加える。

第十條(見出しを含む)中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第一項中「又は第三條第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事」を「若しくは第三條第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事又は第七條の二の規定に基づく首都高速道路の新設若しくは改築に関する工事」に改める。

第十二條第一項中「第二条の二」の下に「又は第七條の二を加え、」高速度自動車国道に「高速度自動車国道又は首都高速道路」に改め、「当該高速度自動車国道」の下に「又は首都高速道路」を加え、「道路法第二条第三項」に改め、同条第二項中「高速度自動車国道」の下に「及び首都高速道路」を加える。

第十四條第一項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第十五條第一項中「公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団」に、「新設又は」を「新設若しくは」に、「又は第三條第一項若しくは」を、「第三條第一項の許可を

受けた道路の新設若しくは改築に関する工事、第七條の二の規定に基づく首都高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は」に改め、同条第二項中「第二条の三」の下に「若しくは第七條の三第一項」を加え、「公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団」に改める。

第十六條第一項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第十六條の二中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第十七條第一項中「公団」を「日本道路公団」に、「新設し」を「新設し、」に、「第四条第一項」を「第四条」に、「又は第五條第一項」を「若しくは第五條第一項」に、「(高速度自動車国道を除く。以下「公団」の管理する一級国道等」といふ)を「(高速度自動車国道を除く。以下「日本道路公団の管理する一級国道等」といふ。又は首都高速道路公団が第七條の二の規定に基づき新設し、若しくは改築し、若しくは第七條の五の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う首都高速道路(以下「首都高速道路公団の管理する首都高速道路」といふ。))」に、「公団の意見」を「日本道路公団又は首都高速道路公団の意見に改め、同条第二項中「公団の管理する一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に、「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の六中「日本道路公団」の下に「及び首都高速道路公団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本道路公団」の下に「、首都高速道路公団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「日本道路公団」の下に「、首都高速道路公団」を加える。

(行政管理局設置法の一部改正)

第二十条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本道路公団」の下に「、首都高速道路公団」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第二十一条 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の六の次に次の一号を加える。

五の七 首都高速道路公団の業務の監督その他首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第号)の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「日本道路公団」の下に「、首都高速道路公団」を加える。

第二章第五号の四の次に次の一号を加える。

(首都高速道路公団監理官) 第五条の五 第三条第五号の七に規定する事務を行わせるため、建設省に首都高速道路公団監理官一人を置く。

2 首都高速道路公団監理官は、建設省の職員のうちから建設大臣が任命する。

(運輸省設置法の一部改正) 第二十二号 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十八号の四の次に次の一号を加える。

三十八の五 首都高速道路公団の管理する首都高速道路に關し、料金及び料金の徴収期間を認可すること。

第二十八号第一項第八号の六の次に次の一号を加える。

八の七 首都高速道路公団の管理する首都高速道路の基本計画及び料金に關すること。

第二十八号第三項中「第八号の六」を「第八号の七」に改める。

理由 最近の首都における自動車の交通量の激増に対処するため、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において、その通行について料金を徴収することができ、自動車の専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行わせるため、新たに首都高速道路公団を設け、これらの地域における自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて首都の機能の維持及び増進に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「昭和三十三年度」の下に「以降五箇年間に」を加え、同条第二項を削る。

附則 この法律は、公布の日から起算して、この法律案を提出した次第で改正する法律案を提出した次第で改正する。

理由 道路整備緊急措置法による地方公共団体に對する道路の舗装その他の改築又は修繕に關する国の負担金の割合又は補助金の率について、昭和三十三年度以降に於いて、昭和三十三年度と同様の取扱とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由 道路整備緊急措置法による地方公共団体に對する道路の舗装その他の改築又は修繕に關する国の負担金の割合又は補助金の率について、昭和三十三年度以降に於いて、昭和三十三年度と同様の取扱とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○徳安府委員 たいだいま議題となりました道路法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、国民経済の進展に伴

いまして、最近における自動車交通量の増加はまことに目ざましいものがあり、政府といたしましては、道路整備計画の樹立、道路整備の財源の確保、高速自動車国道の建設等諸般の施策を講じて、道路の整備のために鋭意努力している次第であります。

しかしながら、東京等の大都市その他特定の地域における交通の混雑は、通常の道路の整備では解決できない状況となりつつありまして、自動車、自転車、歩行者等の混合交通を避け、かつ平面交差による支障を除去する等の新たな施策を必要とするに至っているものであります。

このような現状を開闢するためには、自動車専用の道路を整備して自動車の運行を能率的にするとともに、交通の危険の防止をはかり、もつて道路の機能を十分に發揮させる必要があると考へまして、ここに道路法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第でございます。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、道路管理者は、交通が著しく輻輳して道路の能率的な車両交通が妨げられている市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑をはかるために必要があると認めるときは、まだ供用を開始していない二級国道以下の道路について自動車専用道路を指定することができることとしていたしております。また、部分的に交通が著しく輻輳して車両の能率的な運行が妨げられている道路についても、その部分の区間の交通の円滑をはかるために必要があると認めるときは、自動車専用道路の区域を指定することができることとしていたしております。

たしてあります。ただし、この道路の区域についての自動車専用道路の指定に當つては、その自動車専用道路の区域のほかに、自動車以外の方法による通行に支障がない道路の区域がその区間に残されていないなければならないこととしていたしております。

第二に、自動車専用道路の機能を十分に發揮させるために、自動車専用道路と他の道路等との交差は原則として立体交差とすることとし、他の道路等を自動車専用道路に連結し、または平面交差させようとするときは、自動車専用道路の道路管理者に協議し、または許可を受けなければならないこととしていたしました。

第三に、自動車専用道路の交通の安全をはかるため、自動車専用道路には、みだりに立ち入り、または自動車による以外の方法により通行してはならないこととしていたしました。

またこの際、建設大臣が行う道路の管理事務の処理をより円滑にいたしたために、道路管理者である建設大臣の権限の一部を地方建設局長及び北海道開発局長に委任することができるようにいたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

次に、たいだいま議題になりました首都高速道路公団法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近の首都における自動車交通量の激増はまことに目ざましく、これに伴つて生じている交通の混雑に起因する人的、物的な損失ははかり知れないもの

最近の首都における自動車交通量の激増はまことに目ざましく、これに伴つて生じている交通の混雑に起因する人的、物的な損失ははかり知れないもの

最近の首都における自動車交通量の激増はまことに目ざましく、これに伴つて生じている交通の混雑に起因する人的、物的な損失ははかり知れないもの

最近の首都における自動車交通量の激増はまことに目ざましく、これに伴つて生じている交通の混雑に起因する人的、物的な損失ははかり知れないもの

最近の首都における自動車交通量の激増はまことに目ざましく、これに伴つて生じている交通の混雑に起因する人的、物的な損失ははかり知れないもの

のがあり、ために首都の機能を著しく低下させていることは御承知の通りであります。これをこのまま放置するならば、近い将来において、首都の交通は全くの麻痺状態に陥ることが憂慮されております。

このような現状を打開するためには、首都における街路及び駐車場の整備を促進する必要があることはもちろんであります。さらに自動車専用道路を建設することが最も有効な措置であることは、すでに外国の諸都市の実例に徴しても明らかであるところであり

このため、政府といたしましては、全国的に有料道路事業を行なっている日本道路公団のほか、首都における自動車専用道路の建設及び管理に専念する事業体を設け、これに政府の資金のほか、関係地方公共団体からの資金を導入し、首都高速道路の飛躍的な整備をはかることとし、これがため、新たに首都高速道路公団を設立することとしたのであります。この法律案は、この首都高速道路公団設立の目的及びその組織、業務、財務、会計等について、所要の規定を設けようとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。次にその要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、首都高速道路公団は、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において、有料の自動車専用道路の建設及び管理を総合的かつ効率的に行うことにより、自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化をはかり、もって首都の機能の維持及び増進に資するために設置するものであります。

第二に、首都高速道路公団は、法人といたしまして、その資本金は、政府及び政令で定める地方公共団体からの出資金の合計額とし、政府は公団の設立の際十億円を出資することになつております。

第三に、公団に、管理委員会を設置することといたしました。管理委員会は、任期二年の委員五人及び公団の理事長をもつて組織するもので、予算、事業計画、資金計画及び決算についての議決機関とするものであります。

第四に、公団の役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、その任期は、それぞれ四年といたしてあります。

第五に、公団の行う業務であります。が、今国会に提案しております道路法の一部を改正する法律案並びにこの法律案の附則でその一部を改正いたしますところの道路整備特別措置法に基く有料の自動車専用道路の建設及び管理を行うことを主たる業務とし、あわせて有料の路外駐車場の建設及び管理等を行うことといたしております。公団の行う自動車専用道路の建設は、建設大臣が定める基本計画に従つてなされることといたしてあります。

第六に、公団の財務及び会計であります。が、公団の予算、資金計画、事業計画、財務諸表、借入金、首都高速道路債券等につきましては、建設大臣の認可または承認を受けることを要するものといたしてあります。

最後に、公団の設立に関する事務は、建設大臣が任命する設立委員に処理させることとし、公団の設立の際現に日本道路公団が行なっている首都高速道路に関する事務につきましては、これを

を新公団が承継することといたしてあります。

なお、首都高速道路公団が昭和三十四年度に施行すべき事業に必要な資金は三十五億円を予定しておりますが、これは、政府出資十億円、東京都出資十億円のほか、借入金九億円、東京都からの補助金六億円を充当する予定であります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

次に、ただいま議題になつております道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

現行道路整備緊急措置法第五条は、地方公共団体に対する道路の舗装その他の政策または修繕に関する国の負担金の割合または補助金の率についての特例について規定しており、その内容として、昭和三十三年度におけるこれらの負担割合及び補助率については、旧道路整備費の財源等に関する臨時措置法第四条の規定に基づく高率の負担割合及び補助率を踏襲することとしたしております。昭和三十四年度以降には、別に法律で定めるところによることになつております。

その後、道路整備の緊急性、地方財政の現況等を検討いたしました結果、昭和三十四年度以降四カ年間に於いて、高率の負担割合または補助率と同等の必要があると考えられますので、同条を改正して、昭和三十三年度以降五カ年間に於ける地方公共団体に対する

これらの負担金の割合または補助金の率を、道路法等の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で、政令で特別の定めをすることができるとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。次第であります。

○堀川委員長 それでは、首都高速道路法案についての補足説明を計画局長より願います。

○美馬政府委員 それでは、いずれ御質問に応じて詳細に御説明いたしますが、ただいまの点につきまして、問題となるような事項を二、三補足説明いたします。

お手元に配りました資料の一番初めに法案要綱というのがありますから、便宜これにつきまして、この中のおもな事項について御説明いたします。

第一は、公団の目的でございます。これは、ここにありますように、「東京都の区に存する区域及びその周辺」というふうに限定しております。東京都の二三区及び東京都内のその他の区域、あるいは東京都を多少はすれませんが、首都圏で、いわゆる既成市街地と云ふべきところに指定されました。家屋が市部と連帯している区域まで、その周辺の地域というふうに考えております。こゝろいう地域において、首都高速道路を建設するということになつております。

第二の資本金でございますが、公団設立に對しましては、ここにありますが、ように、政府は十億出資いたしましたし、東京都がこれと同額の十億を出資

しまして、三十四年度予算は、三十五億の予算をもちまして、公団は事業を發足していくのであります。この三十五億は、今申しました出資関係が十億ずつ、あとは東京都の補助金と、それから公団債券ということ、三十四年度は事業を執行いたす予定にいたしてあります。

第三の管理委員会でございますが、これは、住宅公団等公共団体が出資をいたしております。こゝろいう公団には、この例がございまして、公団の予算とか事業計画、資金計画、決算等は、この管理委員会にかけてきめていくという形をとっております。

第五の役員でございますが、役員は、最近の公団は、すべて理事長、副理事長制をとっておりますので、従来總裁、副總裁という制度はございしましたが、この公団も、最近の公団の例にならうとして、理事長制をとっております。

次に第七、業務の範囲でございます。が、この公団が行う業務は、この第七に、一、二、三、四、五と列挙いたしております。その一つは、これは一番根本的な問題でございまして、有料の自動車専用道路の建設及び管理を行うということが第一点、第二点が、これに伴う災害復旧工事を行うということになつております。この災害復旧工事に對しては、国庫が補助するという補助の規定も、次に出てくる次第でございまして、第三点が、これは前々からいろいろ御説明いたしましたこの高速道路を広げる、建設する上におきまして、その下の部分の街路を幅四十メートル程度に拡張する予定になつております。その街路を、関連街路——密接な関連のある街路というふうにい

ておりますが、こういう関連街路も、建前は、街路事業でございますから、地方公共団体の行うのでございまして、場合によりましては、委託によつて、公団が一緒に仕事をやつていけるという建前をとつております。第四点といたしまして、公団としては、地下駐車場も建設、管理を行うという制度をとつております。第二項といたしまして、前項の業務のほか、一、二とそこにありますように、高架のものを建設いたしますから、その下に、必要によりましては事務所なり店舗なり倉庫を建設、管理できるというふうな規定を設けております。

第八が基本計画でございますが、これは、首都の整備計画に基きまして、建設大臣が基本計画を定めることになつております。この基本計画は、ただいまでは八路線ということになつておりますが、この基本計画を定める場合には、道路管理者である公共団体の長の意見を聞いた上に、さらに議会の議決を必要とするという規定でございます。

第九の業務方法書、第十の予算等の認可、第十一の借入金、首都高速道路債券、第十二の政府からの貸付等、これは例文でございまして、道路公団等にもこの規定があるのでございまして、

第十三は、ちよつと変つた規定でございますが、これは、いわゆる高速道路の下に街路を拡張する場合におきまして、その原因者が公団であるから、その街路に要する費用の一部を首都高速道路公団が持たなければならぬという費用負担の規定でございます。第十四は、補助金でございますが、

政府も、予算の範囲内におきまして、公団に経費の一部を補助するのでございまして、ここに「第七第一項第二号」と申しまして、一般の補助金ではなくして、災害復旧の場合の補助金でございまして、それから第二が地方公共団体が補助できるということでございます。三十四年度は、東京都が六億補助する予算になつております。次に監督は、建設大臣がこの公団を監督する。

次に恩給でございますが、これも各公団の規定に準じまして、公務員からこの公団に行く場合に恩給が通算するように、人事面の配慮をした規定でございます。

第十七、大蔵大臣との協議。これも例文でございまして、この公団がいろいろ次のような事項をやる場合に、建設大臣は、大蔵大臣と協議するということになつております。

それから第十八、道路整備特別措置法をこの公団の方で一部改正しております。そこにあります料金及び料金の徴収期間については、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けるもの、公団がこゝろいことをやる場合に、両大臣の認可を受けるものとすることにより、これを整理いたしましたのでございまして、

第十九、建設省設置法の改正が一部ございまして、計画局の所掌事務に、この法律施行に必要な事務を管理することに加え、建設省に、首都高速道路公団監理官一名を置く、こういうこととでございます。

以上でございます。
○堀川委員長 ただいま説明を聴取いたしました道路関係三案に対する質疑

は次会に行うことといたします。

○堀川委員長 それでは、ただいまより建設省関係重要施策に関する件につきまして、調査を進めることにいたします。

まず、昭和三十四年度建設省関係予算の概要につきまして、遠藤建設大臣より説明を聴取することにいたします。遠藤建設大臣。

○遠藤建設大臣 建設省関係の昭和三十四年度歳入歳出予算につきましては、その概略を御説明申し上げます。

まず総額について申し上げますと、建設省所管の一般会計予算といたしましては、歳入九億一千三百余万円、歳出一千五百二十四億二百余万円であり、このほか、予算計上の所管

は異なつておりますが、実質上建設省所管の事業として実施される予定の経費が、別途総理府に、北海道開発関係として百九十五億七千余万円、離島振興関係として四億八千三百余万円、労働省に、特別失業対策事業関係として三十億七千八百余万円が計上されておりますので、これらを合せて前年度に比較いたしますと、昭和三十三年当初予算は一千三百八十五億三千九百五十万に、昭和三十四年度一千七百五十四億七千一百余万に、増加して、三百六十九億三千二百余万の増加となっております。

次に、個々の事業予算について御説明申し上げます。

第一に、治水事業につきましては、総額三百六十八億九千四百余万円でありまして、前年度当初予算三百二十六億八千五百余万円に比較しまして、四十

二億九百九十余万円の増額となっております。

その事業別内訳について申し上げますと、河川改修等百九十一億五千六百万円、海岸保全五億四千四百万円、多目的ダム百億九千七百余万円、砂防六十億三千三百万円、機械整備費七億九千四百万円となっておりますが、このほか、直轄河川改修事業のうち、狩野川外七河川につきましては、その改修工事に付帯する橋梁、水門等の工事で二

カ年以上にわたる契約を必要とするものに、財政法第十五条の規定に基く国庫債務負担行為二十億円を予定いたしております。

治水事業につきましては、最近における災害の発生状況にかんがみ、重要な河川の事業の促進をはかるほか、特に小規模河川の改修の強化及び砂防事業の進捗をはかることと、最近における灌漑用水、工業用水、発電用水等の諸用水の需要の増大にかんがみ、多目的ダム建設を促進し、治水利水の総合対策の強化に努める考えであります。また、重要海岸地帯における海岸保全施設につきましても、その整備を推進して参りたいと考えております。

そのおもなる事業の内容を申し上げますと、河川改修のうち、直轄河川におきましては、継続施行中の利根川外九十三河川及び北海道開拓事業に関連する特殊河川十四河川について実施する予定であります。補助事業におきましては、中小河川として継続施行中の三百五河川のほか、特に緊急に改修を要するもの二十二河川を新規採択するとともに、小規模河川の治水対策を強化するため新たにこれらの河川に対する助成を行うこととし、昭和三十四年

度において、特に緊急を要するもの五十河川について実施を予定いたしております。また、高潮対策として継続施行中の東京都江東地区の事業につきましては、その促進をはかることとしておりますが、新規に大阪地区における地盤沈下対策事業を実施するほか、隅田川、荒川の汚濁対策事業を行うことといたしております。

砂防事業につきましては、直轄事業として施工中の利根川外二十四水系を継続施行するとともに、昨年度大水害をこうむつた狩野川水系の砂防事業を、その緊要性にかんがみ、昭和三十四年度以降は、直轄事業として実施することとし、合計二十六水系について実施することといたしております。

補助事業におきましては、直轄河川等重要水系の工事の促進及び昨年甚大なる被害が発生した地域における砂防及び地すべり防止工事の促進に重点を置いて参りたいと考えております。

河川総合開発事業につきましては、特定多目的ダム建設工事特別会計に対する繰入金を増額する等資金を拡充して、継続工事を促進し、岩木川目屋ダム及び鹿川鹿野川ダムを完成するとともに、新規に利根川矢木沢ダム等四ダムに着工することといたしております。その他一般会計といたしましては、継続工事を促進して矢部川日向神ダム（福岡県）及び綾川綾北ダム（宮崎県）を完成せしめるとともに、新規に空知川金山ダム（北海道）、三財川立花ダム（宮崎県）外九ダムに着工することといたしております。

最後に、海岸保全事業につきましては、補助事業として五十カ所を予定し、有明海沿岸等の堤防修築及び日本

海沿岸、東播海岸等の浸蝕対策に重点を置いて実施したいと考えております。

第二に、災害復旧関係事業であります。災害復旧関係の予算といたしましては、総額二百八十六億五千万円です。その内訳は災害復旧事業費二百四十七億九千万円、災害関連事業費三十八億一千三百余万円であります。

災害復旧事業につきましては、直轄事業は昭和三十三年以前の過年度災害の全部を完了する予定であり、補助事業におきましては、昭和三十一年以前の過年度にかかるとる残事業の復旧を完了し、昭和三十三年及び昭和三十三年発生災害にかかるとるものについては、国庫負担法の趣旨にのっとり、緊要工事については、おおむね三カ年で復旧を完了するよう実施したいと考えております。

また、災害関連事業につきましましては、災害復旧工事との均衡をはかつて実施することとをもちろんであります。が、昨年の災害による被害の特に甚大な河川については、新規に河川助成事業に採択して改良的復旧を行い、復旧対策の万全を期したいと考えております。

第三に、道路整備事業について御説明申し上げます。

ここ数年間わが国の経済の発展は予想以上であり、これに伴い道路輸送も飛躍的に増加しつつあることは御承知の通りであります。

政府といたしましては、今後の経済の発展に伴い予想される交通情勢に對処いたしまして、緊急に道路を整備し、もって経済基盤の強化に寄与するため、昭和三十三年以降五カ年間に

総投資額一兆円を規模とする新しい道路整備五カ年計画を樹立し、昭和三十四年度はその第二年度分として大幅に事業量を拡大することといたしております。

このために必要な道路整備特別会計の資金につきましては、一般会計からの繰入金等を増額することとしておりますが、特に経済基盤強化資金の投入も行われております。

昭和三十四年度の道路事業関係予算額は、一般会計分九百十七億五千四百余万円、前年度六百二十三億七千余万円に對し、二百九十四億四千七百余万円の増額となります。特別会計の借入金七十六億八千余万円を加え、前年度六百七十六億三千余万円に比較し、三百十八億四千余万円の増額となつております。

道路整備特別会計の内容につきましましては、後に御説明申し上げますが、一般会計には道路整備特別会計に對する繰入金といたしまして、建設費に七百四十五億六千余万円、総理府に、北海道開発関係として百四十二億三千三百余万円、離島振興関係として三億七千六百万円、労働省に、特別失業対策事業関係として十五億二千九百万円、合計九百七十七億円が計上されております。

このほか、昭和三十四年度におきましては、長大橋等の大規模工事で二カ年以上にわたる契約を必要とするものにつきましまして、財政法第十五条の規定に基き、国庫債務負担行為三十億円を予定いたしております。

なお、昭和三十三年に引き続き、一級国道のうち交通量の特に多い区間

を、国が直轄で維持修繕を行うこととしておりますが、昭和三十四年度におきましては、さらにこの区間を七百九十キロメートル追加いたしました。合計約二千二百キロメートルとするものと、交通量の多い大都市内において、舗装、補修等の工事を実施する場合に、極力夜間に行うこととし、交通に支障を及ぼさぬよう留意して参りたいと考えております。

次に、日本道路公団の有料道路について御説明申し上げます。昭和三十四年度における日本道路公団の資金といたしましては、道路整備特別会計からの出資金四十五億円、資金運用部資金の借入れ八十四億円、民間資金の借入れ六十五億円、外資の導入八十九億円、合計二百八十三億円でありますが、これにより京葉道路外十五カ所の継続事業を促進するほか、新規事業にも着手し、特に高速自動車国道中央自動車道（小牧・吹田線）及び高速自動車国道吹田・神戸線につきましましては、第三年度として本格的な建設工事を促進することとし、公共事業費による道路整備とともにわが国道路網の整備に寄与したいと考えております。

また、最近におきましては東京都内の自動車交通がますます激増し、現状のまま放置するときは、昭和四十年には、自動車交通が麻痺状態となることも予想されますので、昭和三十四年度におきましては、新たに首都高速道路公団を設置することとしております。

同公団の資金といたしましては、道路整備特別会計からの出資金十億円、東京都出資金十億円、東京都交付金六億円、民間資金の借入れ九億円、合計三十五億円を予定しておりますが、

これによりまして東京都の区に存する区域及びその周辺地域における自動車専用道路及び自動車駐車場の本格的建設を促進する考えであります。

第四に、都市計画事業について御説明申し上げます。

昭和三十四年度における都市計画事業の予算は、総額百五十二億二千二百余万円、前年度百八億四百余万円に比し、四十四億一千七百余万円の増であります。

このうち、道路整備五カ年計画の実施に要する経費として道路整備特別会計に計上されております額は、百三十五億九千四百余万円ですが、これによりまして立体交差、舗装、橋梁及び一般改良等の街路事業を実施するとともに、五大市を除く各戦災都市の復興事業を完了し、また、戦災を免れた都市のうち、特に人家が密集し、街路の幅員が狭隘で交通に支障を来たす等都市の発展上整備を要する地域に對し、土地区画整理による都市改造事業を推進したいと考えております。

なお、一般会計に計上されております都市計画事業関係予算額は、総額十六億二千八百余万円、下水道、公園等の整備をはかることといたしております。

下水道関係の予算額は、十四億四千八百余万円、前年度に比し五億九千余万円の増であります。なお地方債の増額をはかることとし、都市施設中最もおこなわれている下水道事業の促進に努める所存であります。また、事業実施に当っては、公共水の汚濁防止の見地から、工場廃水のはなはだしい地域にこれを一括処理するための特別都市下水路を設けるとともに、道路掘り

返しによる手戻り工事を極力防止するより、道路整備事業の進捗状況を勘案して参りたいと考えております。

第五に、住宅対策について御説明申し上げます。昭和三十四年度の住宅建設につきましましては、住宅不足の現況を昭和三十三年以降におおむね五カ年間で安定させる既定方針に基き、政府の施策による住宅建設戸数として二十一

万一千戸を計画いたしております。この戸数は、前年度と比較いたしますと一万二千戸の増となつておりますが、特に坪数の引き上げ等賃の向上をはかるとともに、低額所得階層に對する低家賃住宅の供給を増加し、また、宅地取得難の現況に對処いたしまして、宅地供給量の増大及び大都市内における既成宅地の高度利用を計画いたしております。

また、民間自力によつて建設される住宅につきましましては、最近の実績からみて、約三十五万戸程度の建設が見込まれますので、これらを合せて昭和三十三年年度において約五十六万戸の住宅建設を目標といたしております。

政府の施策によつて建設する二十一万一千戸の内訳は、公営住宅四万九千戸、住宅金融公庫融資住宅十萬二千戸、日本住宅公団が建設する住宅三萬戸及び厚生年金融資住宅三萬戸、計二十一萬一千戸であります。

これに對する予算措置といたしましては、公営住宅に對しましては、一般会計予算として百六十六億一千八百余万円を計上し、第一種住宅二萬九千戸、第二種住宅二萬八千一百戸、計四萬九千戸の建設に對して補助することとしておりますが、昭和三十四年度におきましては、六坪住宅等の狭小住宅の建設を

とりやめ、質の向上をはかることともに、低家賃住宅の供給の増加をはかつております。

住宅金融公庫に對しましては、産業投資特別会計からの出資金四十五億円、政府低利資金二百八十五億円、合計三百三十億円を予定しております。

これにより十萬二千戸の住宅建設のほか、住宅用地の取得、造成、災害による被災住宅の復興等に要する資金の貸付を行うこととしておりますが、特に個人、分譲住宅の融資増額の引き上げをはかることともに、住宅用地の取得及び造成に必要な貸付資金の大幅な増額を計画いたしております。日本住宅公団に對しましては、産業投資特別会計からの出資金七十五億円、政府低利資金七十七億円、民間資金二百億円、合計三百五十二億円を予定しており、賃貸住宅二萬戸及び分譲住宅一萬戸の建設並びに宅地造成事業等を行うこととしております。

また、都市における火災その他の災害の防止をはかることともに、不燃高層化の促進をはかるため、耐火建築物の建設に対する助成金として、一般会計予算において一億円を計上し、防火建築造成事業を実施することとしております。

このほか、昭和三十四年度におきましては、市街地再開発の見地から、不良住宅一千戸分の清掃事業を計画しており、これに要する補助金として一般会計予算において一千四百万円を計上いたしております。

第六に、官庁營繕について御説明申し上げますと、官公庁施設の建設等に關する法律の規定により、建設省で実施いたします官庁營繕のうち、建設省

所管予算として計上されておりますのは、二十四億二千五百余万円でありまして、前年度の十七億八千四百余万円に比し、六億四千四百余万円の増額となっております。

その他、昭和三十四年度予算中おのなるものにつきましては御説明申し上げますと、道路事業の順期的躍進に備へまして、地方建設局における道路工事関係の定員を二百九十名増員し、事業の遂行に万全を期することとしていたしております。

また、建設技術及び建設業の海外発展の重要性にかんがみまして、大臣官房に海外建設協力力の推進を所掌する一課を新設する等、東南アジア、中近東その他の地域との経済協力力の推進をはかることとしていたしました。

試験研究機関につきましては、前年度に比し八千萬円以上を増額いたしまして、試験研究施設等の充実をはかることとしていたしました。

産業開発青年隊は、前年度実施の直轄キャンプ六、府県キャンプ三十三を継続実施することと、新規に直轄三キャンプを実施することとし、その費用として四千三百余万円を計上いたしております。

以上をもちまして建設省関係の一般会計予算の説明を終りますが、次に特別会計予算の概要を御説明申し上げます。

一般会計からの繰入金六十四億五千七百余万円、資金運用部資金からの借り入れ二十一億六千三百余万円、電気事業者等の負担金十億九千七百余万円、その他五億八千八百余万円となっております。

昭和三十四年度の事業計画をいたしましては、継続事業の岩木川目屋ダム等十三ダムの促進をはかることと、新規に利根川矢木沢ダム及び下久保ダム、筑後川下笠ダム並びに川内川鶴田ダムの合計四ダムについて実施計画調査を行うこととなっております。

次に、道路整備特別会計であります。本特別会計の昭和三十四年度予算総額は、千五百六十六億六千九百九十九万五千七百九十九円と申しまして、この資金の内訳は、さきに申し上げました一般会計からの繰入金九百七十七億円のほかに、直轄道路事業の地方負担金相当額の資金運用部資金からの借り入れ七十六億八千九百九十九万九千九百九十九円、受託工事納付金、雑収入及び予備収入二十一億八千九百九十九万九千九百九十九円となっております。

その歳出の内訳をいたしましては、一般道路事業に七百四十六億二千六百九十九万九千九百九十九円、機械整備事業に四百六十六億九千九百九十九万九千九百九十九円、日本道路公団出資金として四十五億九千九百九十九万九千九百九十九円、首都高速道路公団出資金として十億九千九百九十九万九千九百九十九円、その他付帯工事、受託工事、予備費等に二十一億八千九百九十九万九千九百九十九円を充當いたしております。

なお、一般道路事業及び街路事業の中には、前年度に引続き、臨時就労対策事業として七十七億九千九百九十九万九千九百九十九円、特別失業対策事業として十五億二千九百九十九万九千九百九十九円を予定いたしまして、失業者の吸収をもたせてはかるほか、積雪寒冷特別地域

に對する経費として、機械費を合せて十七億七千万円が含まれております。以上をもちまして、昭和三十四年度の建設省関係の一般会計予算及び特別会計予算の説明を終りますが、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

〇堀川委員長 続いて各局別に補足説明を聴取するのであります。本日、官房長より総括説明のみを聴取することといたします。鬼丸官房長。

〇鬼丸政府委員 先ほど大臣から概要説明として申し上げました事項に補足いたします。お手元に配付されております昭和三十四年度建設省関係予算額総括表並びに昭和三十四年度特別会計一覧表、特定多目的ダム建設工事特別会計、昭和三十四年度財政投融资一覧表、最後に建設省関係公共事業系統主要事業費調、これらの印刷物に即しまして、簡単に御説明を申し上げます。

まず第一ページの総括表の作り方につきまして、お断わりを申し上げておきたいのでございますが、これは、建設省において実際に建設省所管の事業として実施される分の全部の経費をここに掲げたものでございます。従いまして、正式の予算書におきましては、先ほど大臣の説明にありました北海道開発関係、離島振興関係、労働省の特別失対事業関係の経費は、別の予算に計上されるわけでございます。この場合は、予算書とその辺がちよつと違いますが、御承知のように移しかえによりまして、建設省所管の事業として実施されますので、便宜上ここに一括掲げたものでございまして。

なお次に、政府低利資金の借り入れが九十八億四千三百万円とこの予算総括表の最後に掲げてございますが、これは、ダム特会の借入金の一億六千三百万円と、道路特会の借入金の七十六億八千九百九十九万九千九百九十九円を合せたものでございまして、これも、実質的な意味でダム、または道路の事業費と相なりするもので、ここに一括して掲げたようなわけでございまして。

それから、もう一つお断わり申し上げます。数字が裸の数字になつておりますのは、前年度の分については、これは当初の予算でございまして、前年度予算の欄にカッコ書きの数字がございまして、たとえば治山治水関係にございまして、また災害復旧、それぞれございまして、これは、第一次補正後の予算を含めたものでございまして。ですから、裸の方が当初予算、こういふことになつておりますので、この辺も御了承をいただきます。

そこで、そういう前提のもとに総括いたしますと、昭和三十四年度の建設省関係の予算の総計は、一番下から三番目の合計というところをございまして、千八百五十三億五千五百九十九万九千九百九十九円、これを前年度当初と比較いたしますと、四百三十三億七千九百九十九万九千九百九十九円とに相なります。この内訳が一般会計予算と、先ほど申し上げましたダムと道路の政府低利資金の借り入れ額というところに相なるわけでございまして。全体として相当の伸びを見せておりますが、これを昭和三十四年度、三十三年度の政府全体の公共事業の予算についてだけ比較いたしますと、昨

年は、政府全体の公共事業の予算が千

はなはだ簡単でございますが、これをもちまして資料についての御説明を終りたいと思います。

○堀川委員長 本日はこの程度で散会することになりました。次会は明日午前十時より開会いたします。

午前十一時三十七分散会

公営住宅関係でございますが、住宅施設費といたしましては、百九十九億七千七百万円が三十四年度の事業費でございまして、前年度に比しまして十六億二千五百万円、九割の増加と相なっております。

ここで、事業費として官庁営繕費は含んでおりません。これは、すでに御

なお、再建団体の補助率の差額が、約二十億新年度予算に計上されておりありますが、これも含めておりません。これは、御承知のように、前年度の事業に対してする決算的な意味での補助金の額でございますので、これは落しておりません。

また、再建団体の補助率の差額が、約二十億新年度予算に計上されており

はなはだ簡単でございますが、これをもちまして資料についての御説明を終わりたいと思います。

○堀川委員長　本日はこの程度で散会することにいたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。

午前十一時三十七分散会

昭和三十四年二月六日印刷

昭和三十四年二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局